

甲状腺超音波検査機器整備事業の御案内

甲状腺検査の実施機関に指定された福島県内の病院や診療所が、甲状腺検査を行うため(※)に必要な甲状腺超音波検査機器を整備する(機器更新を含む)ための経費を補助します。

- 1 補助事業名：甲状腺超音波検査機器整備事業
- 2 補助基準額：9,000 千円／台
- 3 補助率：2／3以内（補助上限 6,000 千円）
- 4 超音波検査機器の要件
甲状腺検査に使用する超音波検査機器は、次の全ての条件を満たすものを購入してください。
 - (1) 周波数が 10MHz 以上のプローブを備えていること。
 - (2) カラードプラ機能を備えていること。
 - (3) DICOM 規格の静止画が保存できること。
 - (4) DICOM 規格の動画（マルチフレーム）が保存できること。
 - (5) 検査した画像を USB メモリ等のリムーバブルメディアに保存できること。
- 5 提出書類：
 - (1) 補助金交付申請書（要綱第 1 号様式）
 - (2) 所要額調書（要綱第 2 号様式）
 - (3) 所要額明細書（要綱第 3 号様式）
 - (4) 見積書（整備内容が詳細に分かるもの）
 - (5) カタログ等検査機器の性能が分かるもの
 - (6) 県からの検査実施機関（拠点）指定通知の写し
 - (7) 申請者名義の通帳の写し（補助金の入金先）
 - (8) 機器更新の場合、更新申出書（要綱第 1 3 号様式）及びその添付資料
- 6 提出方法：メールにて提出（kenkoutyousa@pref.fukushima.lg.jp）
※メールでの提出が困難な場合は以下宛てに郵送
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
福島県県民健康調査課 宛て
（県庁専用郵便番号ですので、郵送の場合住所の記載は不要です。）
- 7 問合せ先：電話 024-521-8028
- 8 留意事項：
 - (1) 機器購入前に事業申請してください。
 - (2) 予算の範囲内での補助となります。予算額を超えた場合は、補助できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※ 県民健康調査甲状腺検査を行うためには、検査機器等を整備した上で、福島県立医科大学との甲状腺検査に関する協定締結が必要です。